平成２９年（フ）第１６５号
富山市中市１丁目３番34―303号　メゾン中市
債務者　山室　栄守
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
富山市赤田136番地３　1
債務者　牧島　利寛
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
山梨県大月市笹子町黒野田343番地
債務者　天野さとみ
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
長野県東筑摩郡山形村5515番地12
債務者　宮崎　市郎
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２３７号
長野県塩尻市大字片丘4821番地２　県営住宅君石団地２―109
債務者　青木　充子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３７３号
岐阜県山県市中洞319番地２、前住所長野市大字富竹1052番地１　富竹ハイツＢ―202
債務者　西澤　秀彦
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０３１号
神戸市兵庫区梅元町５番７号　７号、従前の住所神戸市中央区加納町２丁目４番15号　サワダビル503号
債務者　髙嶋　健二
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０号
神戸市東灘区渦森台２丁目13番501号
債務者　若林　貞夫
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―1201号
債務者　谷内　　淳
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第７号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目19番４号　アーク上ノ島302
債務者　山元　則雄
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０１３号
広島市西区東観音町６番23―201号
債務者　橋本裕実子（旧姓山地）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６号
広島市東区温品１丁目１番22号
債務者　田中　庸晃
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９７号
大分市明野西１丁目30番２―71号
債務者　安部　忠一
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５４５号
鹿児島県鹿児島市唐湊２丁目11番23号
債務者　色田　諒平
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市桜木町２丁目18―17、住民票上の住所北海道札幌市厚別区厚別西四条４丁目15番30号
債務者　青木　秀成
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１号
北海道苫小牧市はまなす町１丁目10番13号
債務者　安田　静江
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２号
北海道苫小牧市美園町３丁目11番９号
債務者　山田　秀夫
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部